

Member Circular 1/2019

イランへの航海 – 固定保険料(fixed premium)ベースのP&Iカバーの最新情報

こちらは、英文記事「[Iran trading – fixed premium P&I cover update](#)」(2019年3月)の和訳です。

メンバー各位

はじめに

イラン制裁に関してはこれまで [1/2016](#)、[2/2016](#)、[3/2016](#)、[4/2016](#)、[2/2018](#) の各 Circular でご案内してきましたが、本 Circular は、米国再保険会社の参加によって生じた、Gard が独自に提供する固定保険料ベースの P&I 保険の超過損害額再保険プログラムにおける再保険金回収不足に対処するために手当てされた代替カバーが、2019 年保険年度については更新されない旨をお伝えするものです。

背景として、すべての IG クラブの約款には、以下の規定が含まれています。

(a) メンバーは、制裁の違反、またはクラブを制裁あるいは制裁リスクにさらすような活動や責任に関しては P&I カバーを受けられない。¹

(b) 制裁措置の適用によりクラブの再保険回収に不足(超過損害額再保険プログラムその他の再保険契約に基づく不足を含む)が生じた場合には、クラブから回収するメンバーの権利を禁止または制限(減額)する。²

2018 年保険年度については、Gard の固定保険料ベースの P&I 超過損害額再保険プログラムは、次の通り、上限を定めた 2 つの契約で構成されていました。即ち、第 1 レイヤーは 20 百万米ドル超 230 百万米ドル、第 2 レイヤーは 250 万米ドル超 500 百万米ドルで、どちらの契約も、損失の発生時における自動復元の回数が制限されていませんでした。米国再保険者は、この保険年度の間、第 1 レイヤー内で 37.5% にのぼるシェアを有していることから、先に述べた理由により、イランとの関連性のあるクレームについては、米国の一次制裁により、メンバーがクラブから回収する権利が禁止または制限されるおそれは非常に高いものでした。

イランとの合法的取引の再開を円滑に進めるための解決策を見いだそうと、Gard は、2018 年保険年度に、固定保険料ベースの P&I 事業に「代替の」再保険カバーを手当てしました。この代替再保険カバーは、固定保険料ベースの超過損害額再保険プログラムに参加している米国再保険者が米国の一次制裁の

¹ 関連する Gard 約款は以下のとおりです。約款(船舶)の 24.3 条、25.4 条、77.2 条、約款(可動式海洋施設)の 16.3 条、17.4 条、51.2 条、および追加保険の 13.2 条、14.4 条、26.3 条 - Terms and Conditions 2019。

² 関連する Gard 約款は以下のとおりです。約款(船舶)の 77.3 条、約款(可動式海洋施設)の 51.3 条、および追加保険の 26.4 条 - Terms and Conditions 2019。

適用継続により支払不能となった場合に生じる再保険金回収不足への対応を目的とするものでした。

固定保険料ベースの P&I 再保険プログラムに参加している米国再保険者はいなくなったことから、その手当の必要性はなくなり、それ故に、2019 年保険年度については、代替カバーは更新されませんでした。

一般的に、固定保険料ベースの P&I プログラムの下で、イラン取引に関して、再保険の不足が生じるリスクは低くなったものの、その問題は残っているといえるかもしれません。特に米国の対イラン二次制裁の再発動後は、イラン取引に伴うリスクは大きいといえます。イラン制裁に伴うリスクに関する詳細な情報については、Circular [6/2018](#) と [14/2018](#) をご覧ください。

取引が、適用される制裁体制に違反している場合、あるいはクラブもしくはその再保険者が、事故をカバーすることにより制裁を受けることになる場合には、制裁関連事項に関するメンバーの回収権は、それに応じて、カバーの標準約款³に従って減額されることになることにもご注意ください。

上記に関するご質問は、[Lars Lislegard-Bækken](#)、[Tore Svinøy](#)、[Ingvild Høgenes Nilsen](#) または [ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

³約款（船舶）の 24.3 条、25.4 条、77.2 条、77.3 条、約款（可動式海洋施設）の 16.3 条、17.4 条、51.2 条、51.3 条、追加保険の 13.2 条、14.4 条、26.3 条、26.4 条– Terms and Conditions 2019

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。